

【ドイツ】職域年金を強化し、他の法律を改正する法律（職域年金強化法）

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 2002年に導入された任意加入の積立年金制度（リースター年金）への中小企業や低所得の被用者の加入を促進するため、拠出への補助金や税控除等を改善する職域年金強化法（2017年8月公布）が制定され、主要部分が2018年1月1日に施行された。

1 公的年金制度を補う補足的老齢保障制度（リースター年金）

ドイツの公的年金制度は、賦課方式の社会保険¹で運営されており、社会保険料率の引上げで人口高齢化に対応してきた。しかし、保険料率（労使折半）が20%を超えた1990年代後半に、保険料率上昇の抑制が検討されるようになり、これに伴う公的年金の給付水準の低下には、個人年金や企業年金の拡充で対応することが目指されるようになった。こうして、2001年の年金改革²により、2002年から導入されたのが補足的老齢保障制度（リースター年金）³である。

リースター年金は、公的年金加入者とその配偶者を対象とした任意加入の積立年金（企業年金型や個人年金型）で、加入者の掛金拠出は税控除の対象となり、一定条件で政府から補助金が支給される。補助金を満額受け取るためには、前年のグロス所得（年金保険料賦課対象所得）の4%を拠出しなければならない⁴。また、給付に関して補助金を含む元本全額保証、60歳以前の給付不可、月払いの終身年金等の条件を付し、高齢期の生活保障の機能が重視されていた。

しかし、2015年末時点で、公的年金加入者の57%（1770万人）が事業主の提供する年金制度に加入しているものの、従業員10人未満の小規模企業の労働者への適用率は28%にすぎず、月収1,500ユーロ未満の労働者の47%はリースター年金や他の企業年金に加入していなかった。このため、低所得者層のリースター年金加入を更に促進し、中小企業が企業年金を従業員に提供しやすくなるよう、連邦労働社会省及び連邦財務省による制度改革の検討が行われた。

2 職域年金を強化し、他の法律を改正する法律（職域年金強化法）

(1) 立法経緯

職域年金強化法の政府法案は、2016年12月30日に連邦参議院に提出され、連邦議会には連邦参議院の修正提案と政府反論とともに2017年2月22日に提出された⁵。連邦議会では、6月1日に修正法案が可決され、7月7日に連邦参議院で修正法案への同意が議決され、職域年金強化法は成立した。同法は8月17日に連邦大統領が認証し、同月23日に公布された⁶。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

¹ 積立方式と異なり、原則として、被保険者の保険料収入で年金給付を賄う。

² Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens (Altersvermögensgesetz - AVmG) vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1310)

³ 「リースター年金」は、制度創設時の連邦労働・社会問題大臣の名前（Walter Riester）に由来する。

⁴ 実際の払込額は補助金で控除されるので、「前年グロス所得×0.04－補助金」となる。低所得で多子であれば、補助金だけで前年所得の4%を上回り得る。前年所得の4%が60ユーロ（1ユーロは約128円（平成30年10月分報告省令レート））を下回る場合は、60ユーロが下限になる。税控除対象の自己拠出額の上限は2,100ユーロである。大谷津晴夫「ドイツ年金改革15年の挑戦と挫折」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』23号、2017.3、p.41.

⁵ BR-Drucksache 780/16, 30.12.2016; BT-Drucksache 18/11286, 22.02.2017.

⁶ Gesetz zur Stärkung der betrieblichen Altersversorgung und zur Änderung anderer Gesetze (Betriebsrentenstärkungsgesetz) vom

(2) 構成

職域年金強化法は、全 17 条から成る条項法⁷で、主要部分は 2018 年 1 月 1 日に施行された。第 1 条から第 15 条で、職域年金法、社会法典第 12 編（社会扶助）、連邦援護法、社会法典第 5 編（法定医療保険）、社会法典第 1 編（総則）、保険監督法、保険報告規則、年金基金監督規則、所得税法、賃金税実施規則、老齢保障実施規則、社会保険給付規則、税務統計法、老齢保障契約保証法、保険契約法を改正し、第 16 条でドイツ劇場年金機構及びドイツ文化オーケストラ年金機構の監督に関する法律を新たに制定し（旧法は廃止）、第 17 条で施行等を規定する。

(3) 主な内容

- ・ 中小企業による企業年金導入を容易にするため、各種手続を弾力化・簡易化する。
- ・ 労使協定の締結により、給付保障なしの確定拠出年金制度を導入することができ、自動的に従業員拠出制度（賃金転換）⁸の規定を設けることができる（事業主拠出の義務付け、労働者個人によるオプトアウト可）。制度は、保険監督法による金融監督規制を受ける。
- ・ 低所得者（月額グロス賃金が 2,200 ユーロ以下）への基本補助を年額 154 ユーロから 175 ユーロに引き上げ、児童補助を年額 300 ユーロ（2008 年以降生まれ）とする（表参照）。
- ・ 低所得者のために事業主が年額 240 ユーロから 480 ユーロまでを拠出する場合、その 30% を政府が補助する。
- ・ 低所得者の加入を阻害しないように、社会保障制度に関して制度改革を行う。具体的には、リースター年金の給付を、高齢期基礎保障の資力調査（ミーンズテスト）の算定対象から除外し、医療保険や介護保険の保険料算定対象の所得からも除外する。

表 リースター年金奨励策の枠組み

税制の特別控除（Sonderausgabenabzug） （他の年金等の保険料控除額に加えて）	最高 2,100 ユーロ
基本補助（Grundzulage） ※ 25 歳未満で加入した場合	年額 175 ユーロ（低所得者対象） 200 ユーロ（一時金）
児童補助（子供 1 人当たり）（Kindegulage）	185 ユーロ（2007 年 12 月 31 日以前生まれの子） 300 ユーロ（2008 年 1 月 1 日以降生まれの子）
最低自己拠出額（満額補助を受けるために必要な拠出額）	前年度の年金保険料賦課対象所得の 4% ^(注) （補助金を自己拠出額に算入）
最高自己拠出額	2,100 ユーロ（補助金を自己拠出額に算入）

（注）60 ユーロを下回る場合は、60 ユーロ。

（出典）Bundesministerium für Arbeit und Soziales, „Soziale Sicherung im Überblick 2018“. <https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen-DinA4/a721-soziale-sicherung-gesamt.pdf?__blob=publicationFile&v=10> を基に筆者作成。

参考文献

- ・ 企業年金連合会「第 11 章 主要諸外国の年金制度 4 ドイツの年金制度」『企業年金に関する基礎資料 平成 29 年度版』2018, pp.442-454.
- ・ 齋田温子「ドイツの確定拠出型個人年金制度（リースター年金）の現状」『資本市場クォーターリー』13(2), 2009.秋, pp.1-10. <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009aut08web.pdf>>
- ・ 小松原章・中嶋邦夫「私的年金が強化されるドイツ年金制度」『ニッセイ基礎研 REPORT』117 号, 2006.12, pp.1-6. <http://www.nli-research.co.jp/files/topics/36940_ext_18_0.pdf>

17. August 2017 (BGBl. I S.3214)

⁷ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁸ 賃金転換（Entgeltumwandlung）とは、給料からの天引きによる拠出を基に事業主による将来の老齢給付を約束するもので、1999 年に企業年金の一形態とされた。